

(粗暴な扱いの禁止)

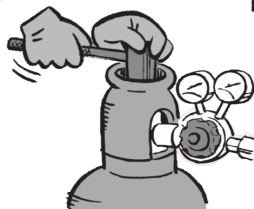
転倒、転落による衝撃等によりバルブ・安全装置を損傷させ、ガス漏れや容器破損の原因となります。引きずったり、倒したり、横こして転がしたり、ぶつける等乱暴に取扱ってはいけません。容器を長時間風雨にさらしたり、土砂がかりやすい所や水溜りになりやすい所に放置してはなりません。



※高圧ガス保安法の定める、最高30万円の罰金対象となる貯蔵基準違反の「高圧ガス容器の粗暴な扱い」には、「湿気、水滴による腐食を防止する措置を講じずに腐食が進行しやすい環境に長期間放置する行為も含まれる」とされています。

(使用后・不使用時のお願い)

使用後は、容器中に空気が混入しないようガス残圧を残すため、容器に調整器を付けたままバルブを閉め、速やかに返却してください。使用していない容器のバルブは必ず閉め、保護キャップを装着します。バルブを閉めた後は、必ずガス漏れの無いことを確認してください。



(ガス別の注意事項)

酸素の容器やバルブに油脂類を付着させたり、油のついたままの手袋などで容器を扱ってはいけません。可燃性ガス容器と酸素容器、また充瓶と空瓶とは

間隔を空け、区分して置きます。

アセチレン容器は、必ず立てて使用します。構造上、容器内の溶剤が噴出する等危険です。

可燃性ガス及び酸素の容器は、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根で直射日光から遮らなければなりません。



(基本的処置)

すべての高圧ガス容器は40℃以下に保持し、バルブを保護し損傷を防止しなければなりません。容器は通風の良い場所に置き、立てた場合(貯蔵は立てて、移動は液化ガス、アセチレンを除いて横積みが原則です)は倒れないように固定します。



(別の用途での使用禁止のお願い)

容器を他の用途に使わないでください。アークスタートに使用したりすると容器外面の破損から破裂に至ることもあり、たいへん危険です。ガス溶接・切断の時の台座こしたり、金属を曲げる道具やローラー・テコの材にするなどの容器本来の目的以外にも絶対使用しないでください。



容器の安全な取扱い

※(その他)を除く注意事項は、高圧ガス保安法や労働安全衛生法などで規制されている内容です。法律に従わずならぬ損害が発生した場合は、その瑕疵はお客様にご負担いただくこととなりますので十分ご理解いただき、自主保安に努めていただきますようお願い申し上げます。

(長期停滞防止のお願い)

すべての高圧ガス容器は永久に高圧のままガスを閉じ込めておけるものではありません。

全溶連では高圧ガスボンベの変化に起因する事故を撲滅するため、容器は一定期間消費事業所にお貸しするもので、期限経過後には容器内のガスの残量にかかわらず回収させていただいております。容器の早期ご返却にご協力をお願いいたします。

(喪失盗難事故の届出義務)

所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければなりませんと定められています。※この報告を怠ったり虚偽の報告をした場合、高圧ガス保安法により最高30万円の罰金が科せられます。



全国高圧ガス溶材組合連合会